被保険者各位

日油健康保険組合

担当：小林

Yumiko\_kobayashi@nof.co.jp

**海外出向者の皆様への補足説明**

海外出向者の方からよく頂くご質問をまとめました。

扶養認定調査について判断に迷う場合には健保小林までお問い合わせください。

なお、調査の結果、扶養削除が必要となった場合には事業所担当者を通じてご連絡いたします。その場合にはすみやかにご対応頂きますようお願い申し上げます。

・帯同家族について

調査対象となった家族は日本国内に住所を有さないため、課税・非課税証明書が取得できません。証明書類として何が必要でしょうか。

→令和元年以降は出国時にご家族の帯同ビザを確認させて頂いております。

ビザの種類が変更となっている場合にはビザの写しをご提出ください。

就労を目的としたビザの場合、国外居住要件を満たさないこととなりますので、新たなビザの取得時から扶養削除となります。

お仕事をされていない場合には備考欄に『帯同家族、収入無し』とご記入の上ご提出ください。もし何らかのお仕事をされている場合は公的な収入証明（該当する書式が存在しない場合には給与明細３ヶ月分以上）に和訳を添えてご提出願います。

日本円に換算して月10.8万円超の場合、もしくは現地の生計費（一人当たり）の半分以上の収入がある場合のどちらかの条件を満たした場合には扶養要件を満たさないこととなりますので削除が必要です。

※事業所へ送付する書類と同梱、もしくはPDFで小林までお送りください。

被保険者や被扶養者の住所として記載されているのが国内の住所のままです。

連絡先として指定した親戚宅の住所となっています。

→健保のシステム上、海外の住所を登録できないことがあるためです。訂正の必要はありません。帰国時に改めて住民票住所をご登録ください。

・国内に残した家族について

調査表は被保険者にお送り頂きましたが、調査対象となった家族は国内にいるため提出に時間を要します。提出期限に間に合いそうにありません。

→ご事情は理解しておりますので、なるべく早くご提出頂ければ結構です。ご家族から証明書類のみ郵送（記号番号、被保険者名のメモを添付）頂いても問題ありません。